

第 7 4 5 回むつ市教育委員会 会議録

1	開会及び閉会に関する事項	令和4年10月27日(木) 13:00 ~ 14:00 むつ市本庁舎 第4会議室
2	出席委員及び欠席委員の氏名	【出席】 教育長 阿部 謙一 委員 田中 志昌 委員 黒木 和之 委員 長岡 俊成
3	説明のために出席した者の職及び氏名	教育部長 伊藤 大治郎 総務課長 工藤 大介 副理事図書館長 櫻井 忍 中央公民館長 木村 善弘 大畑公民館長 二本柳 茂 政策推進監生涯学習課長事務取扱 鷲岳 彰丸 副理事学校教育課長 祐川 達也 地域文化・スポーツクラブ設立準備室長 畑山 勝 川内公民館長 金浜 達也 脇野沢公民館長 山崎 拓也 【事務局】 総務課主幹 渡部和美 総務課主任 関 元徳
4	委員又は教育長等の報告	なし
5	議題及び議事に関する事項	<p>教育長 それでは、ただいまから第745回むつ市教育委員会を開会いたします。会議録の署名についてですが、今回は黒木委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p> <p> 本日は、議案4件、報告が8件となっております。それでは、早速議事に入りたいと思います。</p> <p>●議案第1号 「令和4年度むつ市教育大綱実施計画」(政策推進監)</p> <p>教育長 まずは、議案第1号 令和4年度むつ市教育大綱実施計画について事務局から説明をお願いします。</p> <p>政策推進監 (資料説明)</p> <p>教育長 ただいま事務局から説明がございましたけれども、この件につきまして委員の皆さまからご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いたします。</p>

	(なし。)
教育長	それでは特に発言がないようですので、議案第1号は原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
	(なし。)
教育長	それでは、ご異議がありませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたします。
	●議案第2号 「財産の取得について」(総務課)
教育長	次に、議案第2号 財産の取得について事務局から説明をお願いします。
総務課長	(資料説明)
教育長	ただいま事務局から説明がございましたけれども、この件につきまして委員の皆さまからご意見、ご質問等ありましたらよろしくをお願いします。
	(なし。)
教育長	それでは特に発言がないようですので、議案第2号は原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
	(なし。)
教育長	それでは、ご異議がありませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたします。
	●議案第3号 「財産の取得について」(総務課)
教育長	次に、議案第3号 財産の取得について事務局から説明をお願いします。
総務課長	(資料説明)
教育長	ただいま事務局から説明がございましたけれども、この件につきまして委員の皆さまからご意見、ご質問等ありましたらよろしくをお願いします。

	(なし。)
教育長	それでは特に発言がないようですので、議案第3号は原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
	(なし。)
教育長	それでは、ご異議がありませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたします。
	<p>●議案第4号 「指定管理者の指定」(生涯学習課)</p>
教育長	次に、議案第4号 指定管理者の指定について事務局から説明をお願いします。
政策推進監生涯学習課長事務取扱	(資料説明)
教育長	ただいま事務局から説明がございましたけれども、この件につきまして委員の皆さまからご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いします。
	(なし。)
教育長	それでは特に発言がないようですので、議案第4号は原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
	(なし。)
教育長	それでは、ご異議がありませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたします。
	<p>●事務局からの報告事項 1. 「北朝鮮によるミサイル発射に伴う対応」(総務課・学校教育課)</p>
教育長	まずは、報告第1号 北朝鮮によるミサイル発射に伴う対応について事務局から説明をお願いします。
総務課長 学校教育課長	(資料説明)

教育長	ただいま事務局から説明がございましたけれども、この件につきまして委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願ひします。
黒木委員	児童生徒が学校にいる際のマニュアルは存在しているのでしょうか。
学校教育課長	教育委員会において「学校危機管理マニュアル」を作成しており、前回の弾道ミサイルの発射を受け、対応について記載しています。 今年度当該マニュアルの更新作業を行っている状況において今般の発射があったことから、見直しを進め、学校に配付したいと考えています。
黒木委員	ミサイルを想定した避難訓練は実施しているのでしょうか。
学校教育課長	現在において、ミサイルを想定した避難訓練は実施されていないものと考えられますが、今般の状況も踏まえた危機管理マニュアルを元に、子ども達へ指導するものと考えられます。
黒木委員	地震と火災に関しては頻繁に発生する可能性があるもので、年1度程度は訓練をした方がいいと思います。津波に関しては内海である陸奥湾において3メートル程度の津波が来ることは稀だと考えられるので、津波の訓練よりも、ミサイルに対応する訓練を必須にした方がよいと考えます。
教育長	その他、委員の皆様から何かございませんか。 (なし。)
教育長	それでは、本件については以上といたします。
	2. 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応」(総務課)
教育長	次に、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について事務局から説明をお願いします。
総務課長	(資料説明)
教育長	ただいま事務局から説明がございましたけれども、この件につきまして委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願ひします。
長岡委員	学級閉鎖の基準はあるのでしょうか。また、学級、学年閉鎖を実施した際の学習の保障はどのようにして行われるのでしょうか。

<p>総務課長</p>	<p>基準に関しては「1つの学級において複数の感染者が発生しており、さらに感染拡大が懸念される場合」としていて、教育委員会が学級閉鎖に関する判断をして、学校に指示を出しています。</p> <p>学習の保障に関しては、低学年は難しい面があるものの、基本的にオンライン授業での対応を実施していると伺っています。</p>
<p>教育部長</p>	<p>簡単な補足ですが、3月までは学級で1人でも感染者が発生した場合は学級閉鎖するという国のガイドラインがありました。それが4月からは、複数出た場合という形に変更となりまして、教育委員会としても感染状況等を確認しつつ学級閉鎖、学年閉鎖を8月まで実施しておりました。</p> <p>8月19日以降は複数の感染者が学級において確認された場合においても、感染経路が把握できている場合は、必ずしも学級閉鎖をする必要が無い形にガイドラインが緩和された状況にあります。</p> <p>このことから、我々も日常生活を維持するため、学級閉鎖を実施していませんでしたが、10月に入ってから多数の児童生徒が感染したことから、インフルエンザにおける学級閉鎖等の基準に従い、学級閉鎖を行ったものです。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>オンライン授業に関して補足ですが、学級、学年が閉鎖された場合は実施していません。授業は行われているが、学校に行けない児童生徒を対象にオンライン授業は実施されております。</p> <p>授業の進度が思わしくない場合は、冬季休業を削る方法など、授業時数確保に向けた対応を行うこともありますが、元々の時間数で対応出来る場合は、学校冬季休業期間を削るといった方法をとらず、対応することとなります。</p>
<p>黒木委員</p>	<p>学級、学年閉鎖の目的は、「感染症の拡大防止」と認識していましたが、「集団における学習進度を一定に保つ」といったことが目的なのでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>目的は感染症の拡大防止となります。授業の進度については、欠席等が生じた場合進度に差が生じることとなりますが、その部分においては、現在はオンライン授業において補填することが可能な状況となっております。</p> <p>児童生徒が学級閉鎖等で出校できない状況においても、教職員が学校から授業を配信することは可能ですので、そのようなオンライン授業も可能であると考えております。</p>
<p>黒木委員</p>	<p>合理性を欠いた対応を行っていると考えています。授業進度が開くことに問題が無いのであれば、学級閉鎖を実施せず、授業行えばよいと思うのですがいかがでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>オンライン授業が可能な状況においては、授業進度に差が生じることは軽減されていると考えられます。</p>

教育長	子ども達の学力保障は我々に課された重要な使命ですが、学級閉鎖を実施するか否かという部分についてはあくまでも「感染症の拡大防止」のためということになります。
黒木委員	現実問題として、罹患していない子達が集まってそこからさらに感染は拡大していくのでしょうか。
総務課長	感染してから発症するまでのタイムラグがありますので、前日まで元気であったとしても、既に感染しており、ウイルスを拡散させている可能性がありますので、感染は広がる可能性はあるものと認識しています。
黒木委員	感染者が増加するたびに学級閉鎖等が起き、知識の伝達が止まってしまうことを非常に危惧しています。 今後は、授業を全て録画してクラウド上に保存し、必要なときに児童生徒がそれらを一覧することが出来るような環境作りを進めるべきだと考えます。 そうした場合、仮に1週間欠席した児童生徒がいた場合においても、授業において遡って確認する必要はないので、一定の進捗で授業を行うことが可能となります。遅い人に進捗を合わせると全てが遅れていくことになってしまいます。
教育長	コロナウイルスの症状が不明瞭であった際は念のために閉鎖措置を行っていた期間が確かにありました。現在は知見を得てきましたので、原則閉鎖措置を実施しないという状況にあります。 学校に出校できない状態になった場合であっても、オンライン授業、タブレット教材等を活用して自宅で学習を進めることで学習の遅滞が生じないような取り組みを行っているところです。
黒木委員	決まっている学習のカリキュラムはどのような状況においても最終的に全てが終了されるという認識でよいのでしょうか。
学校教育課長	学級閉鎖等が生じたからといって所定のカリキュラムをやらずに済むということはありません。よって、授業の延長や冬季休業期間の短縮などといった対応を行う場合もあり得ます。
黒木委員	今年度高校に入学した子ども達の高校受検においては三平方の定理について出題してはいけないということになっていたようですが、あれは特例的な措置なのででしょうか。
学校教育課長	昨年度の部分においてはそのように考えております。今後については感染状況等により判断されるものと認識しています。

教育長	蛇足ですが、学校においては必ずカリキュラムを終わらせるように対応します。それが危うい場合は、長期休業期間の削減等の対応を行って間に合わせるような形になります。
教育長	その他、委員の皆様からご意見ございませんか。 (なし。)
教育長	それでは、本件については以上といたします。
	3. 「臨時代理した事項の報告について」(総務課) 4. 「臨時代理した事項の報告について」(総務課) 5. 「臨時代理した事項の報告について」(総務課)
教育長	次に、報告第3号から第5号までの臨時代理した事項の報告については関連があるため一括して事務局から説明をお願いします。
総務課長	(説明)
教育長	ただいま事務局から説明がございましたけれども、この件につきまして委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらよろしくをお願いします。 (なし。)
教育長	それでは、本件については以上といたします。
	6. 「臨時代理した事項の報告について」(総務課)
教育長	次に、臨時代理した事項の報告について事務局から説明をお願いします。
総務課長	(資料説明)
教育長	ただいま事務局から説明がございましたけれども、この件につきまして委員の皆さまからご意見、ご質問等ありましたらよろしくをお願いします。 (なし。)
教育長	それでは、本件については以上といたします。

	<p>7. 「臨時代理した事項の報告について」(図書館)</p>
教育長	次に、臨時代理した事項の報告について事務局から説明をお願いします。
図書館長	(資料説明)
教育長	ただいま事務局から説明がございましたけれども、この件につきまして委員の皆さまからご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いします。
	(なし。)
教育長	それでは、本件については以上といたします。
	<p>8. 「臨時代理した事項の報告について」(大畑公民館)</p>
教育長	次に、臨時代理した事項の報告について事務局から説明をお願いします。
大畑公民館長	(資料説明)
教育長	ただいま事務局から説明がございましたけれども、この件につきまして委員の皆さまからご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いします。
	(なし。)
教育長	それでは、本件については以上といたします。
	<p>●その他</p>
教育長	その他、委員の皆様からご意見ございませんか。
	(なし。)
教育長	それでは、最後に事務局からお願いします。
教育部長	<p>報告3号から第8号に関して、本来であれば議案として皆様にご審議いただくところが筋なのですが、内部の事情ではあるものの準備に時間を要するもの等がありましたので委員会に諮る事が出来なかった部分につきましては申し訳無く思っております。</p> <p>今後におきましては、このような事象がないように進めて行くこととしますので、どうぞよろしくおねがいたします。</p>

